

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

長野県短期大学付属幼稚園の閉園等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 平成 29 年 3 月をもって長野県短期大学付属幼稚園が閉園されることに伴い、総務部長に補助執行させる事項を削除するほか、所要の改正を行う。
- (2) 県立中学校及び高等学校における扶養親族の認定及び通勤手当等の決定に関する事務の集約化を平成 29 年度より順次実施することに伴い、総務部総務事務課長に補助執行させる事項に、該当学校の職員に係る当該事務に関する事項を加える。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(4)中「第6号」を「第5号」に改める。

別表第6の1を削り、同2を同1とし、同3を同2とし、同4の(1)中「事務局等職員」の次に「並びに県立中学校及び高等学校（長野県中野立志館高等学校、長野県北部高等学校、長野県長野商業高等学校、長野県長野工業高等学校、長野県松代高等学校、長野県屋代高等学校、長野県屋代南高等学校、長野県上田染谷丘高等学校、長野県丸子修学館高等学校、長野県蓼科高等学校、長野県望月高等学校、長野県小諸商業高等学校、長野県小諸高等学校、長野県茅野高等学校、長野県諏訪清陵高等学校、長野県下諏訪向陽高等学校、長野県岡谷東高等学校、長野県箕輪進修高等学校、長野県駒ヶ根工業高等学校、長野県飯田OIDE長姫高等学校、長野県阿智高等学校、長野県蘇南高等学校、長野県木曾青峰高等学校、長野県塩尻志学館高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県穂高商業高等学校、長野県大町岳陽高等学校及び長野県白馬高等学校に限る。(2)において同じ。)の職員」を加え、同(2)中「事務局等職員」の次に「並びに県立中学校及び高等学校の職員」を加え、同4を同3とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(別表第1) (第4条関係) 委員会に付議する事項 (1)～(3) (略) (4) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第2条第1項第2号から第5号までに規定する職員の人事に関する基本的事項の決定に関する事。 (5)～(18) (略) (別表第6) (第8条関係) 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項 (削る。)</p> <p>1 県民文化部長に補助執行させる事項 長野県信濃美術館に関する事。</p> <p>2 観光部長に補助執行させる事項 長野県山岳総合センターに関する事。</p> <p>3 総務部総務事務課長に補助執行させる事項 (1) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校(長野県中野立志館高等学校、長野県北部高等学校、長野県長野商業高等学校、長野県長野工業高等学校、長野県松代高等学校、長野県屋代高等学校、長野県屋代南高等学校、長野県上田染谷丘高等学校、長野県丸子修学館高等学校、長野県蓼科高等学校、長野県望月高等学校、長野県小諸商業高等学校、長野県小諸高等学校、長野県茅野高等学校、長野県諏訪清陵高等学校、長野県下諏訪向陽高等学校、長野県岡谷東高等学校、長野県箕輪進修高等学校、長野県駒ヶ根工業高等学校、長野県飯田OIDE長姫高等学校、長野県阿智高等学校、長野県蘇南高等学校、長野県木曾青峰高等学校、長野県塩尻志学館高等学校、長野県松本県ヶ丘高等学校、長野県松本蟻ヶ崎高等学校、長野県松本筑摩高等学校、長野県穂高商業高等学校、長野県大町岳陽高等学校及び長野県白馬高等学校に限る。(2)において同じ。)の職員の扶養親族の認定に関する事。 (2) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関する事。</p>	<p>(別表第1) (第4条関係) 委員会に付議する事項 (1)～(3) (略) (4) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第2条第1項第2号から第6号までに規定する職員の人事に関する基本的事項の決定に関する事。 (5)～(18) (略) (別表第6) (第8条関係) 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項</p> <p>1 総務部長に補助執行させる事項 <u>長野県短期大学付属幼稚園に関する事。</u></p> <p>2 県民文化部長に補助執行させる事項 長野県信濃美術館に関する事。</p> <p>3 観光部長に補助執行させる事項 長野県山岳総合センターに関する事。</p> <p>4 総務部総務事務課長に補助執行させる事項 (1) 事務局等職員の扶養親族の認定に関する事。 (2) 事務局等職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関する事。</p>